

平成26年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年12月18日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 議案第 7号 御宿町入学準備金給付条例の制定について

日程第 2 議案第 8号 御宿町入学準備金貸付条例の制定について

日程第 3 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軼君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	岩瀬由紀夫君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長 渡辺晴久君 主 査 古畑貴子君

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願ひします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴に当たっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

(午前10時00分)

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第7号 御宿町入学準備金給付条例の制定についてを議題といたします。

岩瀬教育課長より議案の説明を求めます。

岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） それでは、議案第7号 御宿町入学準備金給付条例の制定について、説明いたします。

本案は、御宿町教育振興基金を活用し、入学準備金の調達が困難なものに対して入学準備金の給付を行うため条例制定するものです。

第1条の目的ですが、この条例は、中央高等学院からの寄附金等を原資とした御宿町教育振興基金を活用し、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校後期課程もしくは特別支援学校の高等部、高等専門学校または専修学校高等課程に入学が決定した者またはその保護者で、入学準備金の調達が困難なものに対して予算の範囲内において入学準備金の給付を行い、もって入学時における当該入学が決定した者またはその保護者の経済的負担を軽減し、有為な人材の育成を図ることを目的といたします。

第2条の定義ですが、この条例で「保護者」とは、前条に規定する学校に入学が決定した者の親権を行う者、後見人その他の者で、現にこれらの学校の入学に要する経費を負担するもの

を言い、「入学準備金」とは、同条に規定する学校に入学する際に必要とする入学金及びその他の入学に伴う経費を言います。

第3条の給付の対象ですが、入学準備金の給付を受けることができる者は、第1条に規定する学校に入学が決定した者またはその保護者で、第1号及び第2号に掲げる要件の全てに該当するものとしたします。

1号としまして、入学が決定した者で、町内に住所を有するものまたはその者の保護者が町内に住所を有するもの。ただし、中央国際高等学校を本校として通学する者またはその保護者については、町外に住所を有するものを含む。

2号としまして、入学準備金の調達が困難であること。規則において世帯収入400万円以下がこの該当になります。

第4条の給付限度額ですが、入学準備金の給付限度額は高等学校等、高等専門学校、専修学校高等課程とも10万円です。

第5条の給付の申請及び決定ですが、入学準備金の給付を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければなりません。

第2項は、町長は、入学準備金の申請があったときは、入学準備金選考委員会の意見を聞いて給付の可否を決定し、その旨を当該申請者へ通知しなければならない規定であります。

第6条の給付決定の取り消し等ですが、町長は入学準備金の給付を受けた者が第1号から第3号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すものとしたします。

1号としまして、虚偽その他不正な手続により入学準備金の給付を受けたとき。

2号としまして、入学準備金を目的以外の用途に使用したとき。

3号としまして、その他町長が入学準備金の給付を不相当と認めたとき。

第2項は、前項の規定により入学準備金の給付が取り消された場合には、受給者は直ちに入学準備金を返還しなければならない規定であります。

第7条の委任ですが、この条例に定めるもののほか、入学準備金の給付に関して必要な事項は、規則で定めます。

この条例は、公布の日から施行することとしたします。

以上で、議案第7号 御宿町入学準備金給付条例の制定について説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） この7、8、9と一定の関連の入学準備金あるいは貸付金、給付金で

すか、あとは役員の報酬という中で、教育民生の委員長と副委員長と当局者とこの制度を2年運用して、状況を見て見直すところがあったら見直すと、あるいはそういう形の話し合いができた、それで可決した後に議長との合意書を設けるという話を聞いておりますけど、その辺についてお伺いします。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 今のご質問ですが、これは教育振興基金を使った新たな取り組みでありますので、今後、当然見直し等が必要になってくると思われまますので、考えとしましては、2年後を目安にしまして入学準備金のそういった見直しをするという考えでおります。それと、この入学準備金等の制度に継続性を持たせるために、今後一般財源の基金への積み立てや、また寄附金等の公募を募るといいますか、そういった考えでおります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 議長との合意書をつくるのかどうかという正式な答えがないということ、あとは寄附金という話がありましたよね、御宿でふるさと基金だっけ、それに一つ当てはめるのか、新たに7、8号と可決したものに対して特別につくるのか、その辺をちょっと2点。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 今言われた合意書につきましては、今の答弁において述べたことが議事録等に掲載されるわけでありまますけれども、調整の段階での合意書というのは今までそういった例が余りありませんので、その辺は議事録にかえさせてもらうというのも変ですが、そちらでお願いしたいと思います。それと、ふるさと基金の関係ですけれども、ふるさと基金を使うということではなくて、別に町民とか町民以外の方に、こういった入学準備金制度とかがある中で、賛同してもらう方に寄附金のそういったものを募ってみたいという考えがあります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 最初の合意書という、議事録で合意書と、合意したということでしたら町長がそういう答弁をしなきゃ。それが1点と、2年後に見直す状況をつくるというの、あなたもそうなんですけど、そういう形を言って議事録に残すという形でしたらそうしていただくのが1点と、さっきの寄附の話、大変いいと思うんですよ。いいと思うんですけど、そしてやっぱり受け皿が必要でしょう、それ専用の。そうしたら、これ大竹課長のところですか、さっきふるさと創生基金というのは。そうすると、いろいろとたらがってきちゃいますよね。そこの中の項目に、1項つけるとか、寄附専用で受けるんならそれ専用の寄附の窓口をつくら

なきやいけないんじゃないですかというこの2点で、1点は町長。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 今の基金の関係ですけれども、あくまで企画財政でやっているふるさと基金というのは、あくまでそうした基金がありまして、今言った寄附金といいますのは、教育振興基金に積み立てるための寄附金を募りたいという考えでありまして、そういうことであります。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、瀧口議員さんおっしゃられました関係でございますが、教育民生委員長または副委員長さんといろいろお話をして、このような形でご提出、ご提案させていただきました。2年後に見直すということで、そういうお話をさせていただきましたが、この条例を制定させていただきましたして、執行させていただいて、2年後と言わず状況を見ながら、執行しながら何か問題があれば、また教育民生委員会を中心とした皆様方のご意見を伺いながらしっかりとした対応をしていきますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 御宿町入学準備給付金条例の制定ということで、前段者もありましたけれども、振興基金活用の条例ですね、3本ということになりますけれども。この教育振興基金がそもそも設置されたのはいつなのか。これは委員会でもいろいろ議論があったわけでありましてけれども、本来であれば基金設置とそれを使っていくという、事業化する条例案がセットで本来ならば提案をします。この中央高等学院からの寄附金を原資としておるわけでありましてけれども、資金を提供していただいた、基金を提供していただいた方もその趣旨はやはり一刻も早くということであったと思うわけでありましてけれども、それと、これらの条例を運用するにあたって、選考委員会、これは規則で設置してあると理解をしておりますけれども、これはどういうメンバーが当たるのかということも大変大事な論点で委員会でも議論をしてきたわけなんですけれども、議決案件じゃないので今般は提案されておりませんけれども、その内容についてもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 教育振興基金の条例につきましては26年3月議会にてご承認いただいております。今言われた選考委員のメンバーでありますけれども、副町長、教育長、中学校長、教育民生の協議会の会長、社会教育委員会の委員長、それと総務課

長の6名であります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 私の質問に幾つか答えていない部分もありますけれども、この基金でありますけれども、今全国的には貸付型から給付型ということで、ご承知のとおり国も給付型制度への検討をしていると、全国的にも毎月のようにいろんな自治体で給付型制度をやっぱり制定をしている自治体が大変多くなっているということをご承知のことと思います。そういう意味では、町民の皆さんの期待に応える条例の制定になるかなと思うわけであります。

それで、先ほどの前段者も確認をいたしました、2年と限らずという言葉をおっしゃられておりました。この間の協議の中でも、この条例に関する補正予算が同時提案をされているわけでありまして、せつかくですので、これが議決が終われば即そのまま公募すると思うんですね。そのときにやはり、例えば1人、金額的にと、2人とか、せつかくの最初の機会ですので、その辺のところはぜひ町長、救っていただきたいんですよ、そういう面では。2年と限らずと今おっしゃいましたよね。それは今年度中も含めてということで考えてよろしいんでしょうか。

私どもの合意というのは、最低2年だと。そこはひとつ、それ以上延ばすというのはやはり意味がないと。最短2年の中でこの条例をもう一回整理して、より有効に使っていくんだということで合意をしたというふうに記憶をしております。今、町長、前段でおっしゃったのは、2年に限らずというのは、今年度中もこの予算ですね、補正予算、あした審議予定になっているようでございますけれども、これをはみ出すということもあり得るわけじゃありませんか。その辺のところはぜひ救っていただきたいと思うんですよ、初年度ですから。そういうことも議論されたというふうに思うんですね。それを確認したいんです。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 大意は、大きな意図はまさに石井議員さんのおっしゃるとおりで、私も同じでございます。この選考等、基本的には申請者の方に対しては公平公正を旨として、公平に申請をされた方については皆さん入っていただく、ご利用いただくという形で私は臨みたいと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。それともう一つ、関連ではあるんですけれども、同様の趣旨で御宿町は岩瀬奨学金制度がございますね。こちらはどうするのかと。これは私、しばらくこれはとまっているというふうに理解をしております。せつかく新しい制度、議決を

受ければできるわけでありますので、それもあわせてぜひ町民に知らせていっていただきたい。

それとまた、運用のほうもなかなか相当制定したときと時間が経っておりますので、使い勝手も大分悪いんじゃないかと思うんですね。その辺も含めて、それはどうしていくのかと。できればそういうものも一緒にやっていくべきじゃないかというふうに考えるんですけれども、その辺はどうするのかお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 今の質問の岩瀬奨学資金につきましては長い間凍結されておりました、毎月3,000円の給付という形で、今150万ほどその資金があるわけですが、当初、寄附者の依頼がありまして、100万円の原資を残すと。その残った、今は50万の利息がついておりますけれども、その運用をしたいと考えておりました、それについては、要綱とかを見ますと、現状にそぐわない内容がありますので、その辺を見直ししまして、できるだけ早く運用したいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第8号 御宿町入学準備金貸付条例の制定についてを議題といたします。

岩瀬教育課長より議案の説明を求めます。

岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） それでは、議案第8号 御宿町入学準備金貸付条例の制定につ

いて説明いたします。

本案は、御宿町教育振興基金を活用し、入学準備金の調達が困難なものに対して入学準備金の貸し付けを行うため条例制定するものであります。

第1条の目的ですが、この条例は中央高等学院からの寄附金等を原資とした御宿町教育振興基金を活用し、学校教育法に規定する大学または専修学校専門課程に入学が決定した者またはその保護者で、入学準備金の調達が困難なものに対して予算の範囲内において入学準備金の貸し付けを行い、入学時における当該入学が決定した者またはその保護者の経済的負担を軽減し、有為な人材の育成を図ることを目的といたします。

第2条の定義ですが、保護者または入学準備金につきましては先ほどの給付条例と全く同じでありますので、省略させていただきます。

第3条の貸し付けの対象ですが、入学準備金の貸し付けを受けることができる者は、第1条に規定する学校に入学が決定した者またはその保護者で、第1号から第3号に掲げる要件の全てに該当する者といたします。

1号としまして、入学が決定した者で、町内に住所を有するものまたはその者の保護者が町内に住所を有するもの。

2号としまして、入学準備金の調達が困難であること。これも先ほどと同じく世帯収入400万円以下の者であります。

3号としまして、連帯保証人を立てることができること。

第4条の貸付限度額ですが、入学準備金の貸付限度額は、大学、専修学校専門課程とも30万円です。

第5条の貸し付けの申請及び決定ですが、入学準備金の貸し付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより連帯保証人と連署の上、町長に申請しなければなりません。

第2項は、町長は入学準備金の申請があったときは、入学準備金選考委員会の意見を聞いて貸し付けの可否を決定して、当該通知者へ通知するという規定であります。

第6条の貸し付けの決定の取り消し等ですが、町長は入学準備金の貸し付けを受けた者が第1号から第4号のいずれかに該当するときは、貸付の決定を取り消しすることができます。

1号としまして、虚偽その他不正な手続きにより入学準備金の貸し付けを受けたとき。

2号としまして、入学準備金を目的以外の用途に使用したとき。

3号としまして、第3条第1号に規定する要件を欠いたとき。これは住所の要件であります。

4号としまして、その他町長が入学準備金の貸し付けを不相当と認めたととき。

第2項は、入学準備金の貸し付けが取り消された場合には、借受人は、入学準備金の未償還分を直ちに償還しなければならない規定であります。

第7条の入学準備金の償還及び利息であります。借受人は、第1条に規定する学校を卒業した月または卒業する前に退学した月の翌月から起算して5年以内に、借り受けた入学準備金を償還しなければなりません。ただし、繰り上げて償還することができます。

第2項は、入学準備金には利息を付さない規定であります。

第8条の償還の免除ですが、町長は借受人が1号から第3号のいずれかに該当するに至ったときは、借受人または相続人もしくは連帯保証人の申請により、入学準備金の償還の履行期が到来しない部分に係る未償還分の全部または一部を免除することができます。

1号として、死亡したとき。

2号として、重度障害の状態となったとき。

3号としまして、災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

第9条の償還の猶予ですが、町長は、借受人が第1号及び第2号のいずれかに該当するに至ったときは、借受人の申請により、当該各号に掲げる事由が継続する期間、入学準備金の償還を猶予することができます。

1号としまして、災害、病気により償還が著しく困難となったとき。

2号としまして、その他やむを得ない事由により償還が著しく困難となったとき。

第2項は、償還猶予の期間は、第1号に該当するときはその期間とし、第2号に該当するときは1年以内とし、特に必要があるときは、願い出によりその期間を延長することができる規定であります。

第10条の償還の免除または猶予の決定ですが、町長は、償還の免除または猶予の申請があったときは、その可否を決定し、当該申請者に通知しなければなりません。

第11条の延滞利息ですが、借受人は入学準備金を償還すべき日までに償還がなかったときは、償還すべき日の翌日から償還した日までの日数に応じ、償還すべき入学準備金の額につき地方税の延滞金の割合で計算した額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。

第12条の委任ですが、この条例に定めるもののほか、入学準備金の貸し付けに関し必要な事項は、規則で定めます。

この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上で、議案第8号 御宿町入学準備金貸付条例の制定について説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第3、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

岩瀬教育課長より議案の説明を求めます。

岩瀬教育課長。

○教育課長(岩瀬由紀夫君) それでは、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例の一部改正は、御宿町入学準備金給付条例、御宿町入学準備金貸付条例の施行に伴い、御宿町入学準備金選考委員会の委員長及び委員の報酬につきまして追加するものであります。

報酬額につきましては、委員長が日額3,000円、委員が日額2,900円とするものであります。

以上で、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

○議長(中村俊六郎君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います
議案第9号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(中村俊六郎君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

あす19日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時24分)